

随意契約理由書

工事名：阪南港海岸 貝塚地区 阪南3区排水施設設備更新工事（その2）

本工事は、阪南3区排水施設におけるポンプ設備の老朽化に伴い、既存設備の更新を行うものである。本施設は高潮・津波時の樋門閉鎖に伴い、背後地の内水を排除する施設で、府民の生命・財産を浸水から守る重要な役割を担う防災施設であることから、高潮・津波時に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本件は、条件付一般競争入札により令和3年8月24日に入札公告を行い、令和3年9月10日に開札したところ予定価格超過で再入札となり、同年9月15日の再入札では再び予定価格超過で入札不調となった。

阪南3区排水施設のポンプ設備は老朽化による不具合が報告されており、津波・高潮時にポンプ設備が故障すると背後地が浸水することから、府民の生命・財産を守るため早急な更新が必要である。

また本件は、「国土交通省土木工事標準積算基準書」に基づき積算しており、設計・積算をこれ以上見直す余地がなく、入札参加要件は工事を実施するために必要な施工実績を求めているのみで、府内外を問わず地域要件を設定しておらず、これ以上の入札参加要件の緩和の余地がない。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものである。」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）により随意契約を行うものである。